

京都府亀岡市（国内9例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る 疫学調査チームの現地調査概要

令和7年12月24日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 基本情報

用途（飼養羽数）：採卵鶏（約28万羽）

発生家きん舎の構造：ウインドウレス鶏舎

発生家きん舎の飼養形態：ケージ飼い（2階建て直立8段6列、通路4本）

2 農場の周辺環境・農場概況

- ① 農場は、山腹に位置し周囲は林に囲まれていた。農場の西側50mに幅5mの川があり、南200mに水田がある。水田には少数の二番穂が認められた。また、南約600mにはゴルフ場がある。周辺にはため池等が点在し、東500mの民家の池でカルガモ2羽、西3kmの池でヨシガモ11羽を確認した。カラス類は、数羽単位で各所で認められた。
- ② 農場内では数羽の小鳥が確認された。
- ③ 鶏舎は3棟並んで位置しており、各棟の中で長軸方向に壁で2鶏舎に仕切られ、西側から1～6号舎となっていた。各鶏舎は2階建てウインドウレス鶏舎であり、発生時は全鶏舎で採卵鶏が飼養されていた。
- ④ 発生鶏舎は中央の棟の西側に位置する3号舎であり、2号舎は誘導換羽中であった。
- ⑤ 農場内の衛生管理区域には鶏舎の他に、鶏糞処理及び堆肥保管施設、集卵施設、浄水施設、倉庫があり、衛生管理区域の境界に更衣室があった。衛生管理区域外には旧鶏舎があり、袋詰め後の堆肥を保管するために使用されていた。
- ⑥ 入気は平側のインレット、出入口のある妻側の入気用遮光フィルターからであり、平側インレットからの吸気は、鶏舎内の側壁面上部のダンパー付き入気口と天井部スリットに開口し、糞乾ダクトにも使われていた。排気は入気用遮光フィルターと反対の妻側に設置された排気ファンから強制排気を行っていた。入気用遮光フィルターは鶏舎の前室に設置されており、前室から入った空気が、自動開閉するダンパーを介して鶏舎に入る構造であった。
- ⑦ 集卵バーコンベアは6号舎から1号舎までを通って集卵施設に接続しており、屋外に出る部分は下部を除いてカバーがされていた。各棟内の鶏舎間にはシャッターはないが、バーコンベアが外部と接続する箇所にはシャッターが設置されていた。シャッターは開く時は自動だが、閉める時は手動とのこと。

3 通報までの経緯

- ① 発生鶏舎（通報時879日齢。4.4万羽飼養。）の12月における1日あたりの平均死亡羽数は約25羽であるところ、12月23日の朝の見回りの際に、出入口から見て左から1・2列目の6・7段目の奥側のケージでまとまって死亡が確認され、当該鶏舎での死亡羽数が90～100羽であったため、家畜保健衛生所に通報を行ったとのこと。
- ② 調査時、発生ケージ周囲である1、2列目の奥側から約20ケージは6・7段目で半分以上の鶏が死亡しており、5・8段目でも死亡鶏が確認された。発生鶏舎のその他のケージや4号舎の飼養鶏にHPAIの症状や死亡は確認されなかった。

4 管理人及び従業員

- ① 当該農場には副場長含め16名の従業員があり、うちパートが2名、特定技能外国人が3名とのこと。作業内容により分担が行われており、鶏舎担当6名、鶏糞担当4名、集卵室担当5名とのこと。

5 農場の飼養衛生管理

- ① 農場入口は1箇所で、ゲート式の消毒装置が設置されており、全ての車両が通過するようになっていた。
- ② 衛生管理区域の境界は明確に区分されていた。衛生管理区域の入口には立入り禁止看板が設置されていた。
- ③ 鶏舎周囲や鶏舎壁面には水に溶かした石灰が散布されていた。およそ2週間に1回散布を行うとのこと。
- ④ 従業員は、衛生管理区域境界にある更衣室において衛生管理区域内専用の衣類と長靴を着用し、噴霧器による全身消毒と手指消毒、靴の踏込消毒を実施後、衛生管理区域内に入ること。更衣室は一方通行になっており、衛生管理区域内へ入る者と、衛生管理区域内から戻る者の扉は分かれていた。
- ⑤ 鶏舎に入る外来者は、農場が用意した衣類と長靴を着用し、同様の手順で衛生管理区域内へ入ること。鶏舎に入らない外来者は更衣室を利用せず衛生管理区域境界で農場専用の作業着と靴を着用し、飼料会社は自ら用意した当該農場専用の作業着と長靴を着用することとなっているとのこと。
- ⑥ 従業員が鶏舎に入るときは、鶏舎前室前で踏込消毒（逆性石けん）、前室内で消石灰の踏込を行い、前室で長靴を脱いでのこを経て、各鶏舎専用の長靴を履き、手袋の着用・手指消毒、各鶏舎用のヤッケの着用を行い、鶏舎内に入ること。
- ⑦ 鶏舎には出入口と反対側に裏口があり、除糞作業の際に、鶏舎担当が裏口から舎外に出て鶏舎外の塵埃や羽毛の掃除も行うとのこと。また、1号舎の舎外に除糞コンベアの末端があり、除糞開始前に鶏舎担当のうち当番の者が、鶏舎の裏口から舎外に出て、鶏舎外側を通って鶏糞コンベアの末端に移動して作業していたが、11月中旬からダストチャンバーの工事が始まり鶏舎外側を移動できなくなり、一時的に、裏口を使って複数の鶏舎内を経由して移動することがあったとのこと。裏口での出入りの際に長靴の交換や手指消毒は行っていなかったが、通行していたのは鶏舎周囲の水に溶かした石灰が散布されたエリアのみとのこと。鶏舎内に戻る際には長靴の水洗を行っていたとのこと。
- ⑧ 飼料は閉鎖系で自動給餌されており、飼料タンクに餌こぼれは確認されなかった。
- ⑨ 飼養鶏への給与水は農場西側の川の水を浄化処理及び塩素消毒した上で使用しているとのこと。
- ⑩ 鶏舎ごとにオールイン・オールアウトを行っており、過去21日間の鶏の導入はなかったとのこと。

6 糞及び死亡家きんの取扱い

- ① 除糞ベルトの床面開口部には不使用時は蓋がされていた。鶏舎外搬出用の除糞コンベアは1～6号舎で連結しており、1号舎の隣のピットに搬出される構造となっていた。除糞コンベアが外部に出ている部分にはカバーがされており、野生動物等の侵入可能な隙間は確認されなかった。ピット側の開口部は高所にあり、野生動物の侵入は難しいと考えられた。
- ② 搬出された鶏糞は、一部は生糞置き場に運ばれ、全量がコンポストで処理される。処理されてできた堆肥はロータリー式処理装置で水分量の調整が行われた後、フレコンバックに袋詰めされ、発注者や系列の農場に運搬される。運搬は外部業者が行っているとのこと。また、別の系列農場から当該農場にコンポスト処理後の堆肥が運搬されることがあり、運搬は当該農場の従業員が実施しているとのこと。
- ③ 死亡鶏は毎日の見回りの際に回収して鶏舎内の蓋つきバケツに一時保管された後、鶏舎担当が台車でバケツを鶏舎外に運び、鶏糞担当が操作するホイールローダーに投入した後、鶏糞と共にコンポストで堆肥化すること。台車とバケツは運搬後に水洗、逆性石鹼による消毒を行い、鶏舎内に戻しているとのこと。廃棄卵も同様に処理されるとのこと。

7 野鳥・野生動物対策

- ① インレットの外側には網目約2cmの金網が取り付けられており、破損は確認されなかった。
- ② 鶏舎には野生動物が侵入可能な隙間は確認されなかった。
- ③ ネズミ対策として、従業員が殺鼠剤の散布とトラップの設置を行っているとのこと。鶏舎内でラットサインは確認されなかった。従業員がネズミを見るることはあまりないとのこと。
- ④ 生糞置き場等の鶏糞処理施設は、全面がトタンや防鳥ネットで覆われる構造であった。生糞置き場等の鶏糞処理施設に防鳥ネットの破れは確認されなかった。
- ⑤ カラスの飛来は普段はあまりないとのことだが、発生の約10日前にカラスの大群が2日ほどにわたって農場付近の山に飛来したことがあり、大きな音を立てて追い払ったとのこと。

8 その他

- ① 排気ファンの外側にダストチャンバーが設置されていたが、容量が不足し、除糞作業の度に大量の塵埃が散逸するので、ダストチャンバーの拡張工事を11月中旬から12月中旬まで実施していたとのこと。工事業者は、農場での更衣は行っていなかったが、農場専用の作業着と靴を着用して来場していたとのこと。

(以上)